

保育ができないことを証明する書類について

目次

就労されている場合

- | | |
|------------------------|-------|
| (1) 会社、団体等で勤務している方 | 2 ページ |
| (2) 個人事業主として従事している方 | 3 ページ |
| (3) 個人事業の協力者として従事している方 | 4 ページ |
| (4) 農業をしている方 | 5 ページ |
| (5) 内職をしている方 | 5 ページ |

出産（予定）の場合

6 ページ

疾病や障害のある場合

6 ページ

保護者等が傷病人または障害者の介護・看護にあたる場合

6 ページ

求職活動中の場合

6 ページ

家庭の災害の場合

7 ページ

就学の場合

7 ページ

就労されている場合 月 48 時間以上の就労の場合、保育の必要性を認める。

※押印不要

(1) 会社、団体等で勤務している方

◆提出必要書類◆

就労証明書 (No.1～No.11 までの記載が必要)

- ・ 不明な点がある場合、事業所に確認させていただくことがあります。

【注意事項】

◇証明が無効となる場合◇

- ・ 証明中の「勤務先事業所に関する事項」、及び「その他」の内容に関しては保護者が記載されると全て無効となります。事業所に記載を依頼してください。
- ・ 修正の場合、二重線を引き、事業所に訂正ならびに押印を依頼してください。
(修正液による訂正は無効となります。)
- ・ 証明日が提出日より3カ月以上前のものは無効となります。

①育児休業中で職場復帰される方

◆提出必要書類◆

就労証明書 (No.1～No.14 までの記載が必要)

【項目内容について注意事項】

- ・ No.9 就労日、時間には、予定している復帰後の就労時間の記載を依頼してください。
- ・ No.11 就労実績については、実績のある直近の月（産休前など）の記載を依頼してください。

②内定を受けている方

◆提出必要書類◆

就労証明書 (No1.～No.11 までの記載が必要)

【注意事項】

- ・ 雇用開始前のため就労証明書の提出ができない場合は、内定されていることが分かる書類、及び雇用条件（就労時間等）の内容が分かるものをご提出ください。
※就労証明書が申込時に提出できない場合は、入所日までに保育園もしくは健康福祉課に提出していただきます。

(2) 個人事業主として従事している方 ※押印不要

法人化されていない事業形態で、個人で事業を営んでいる場合です。(以下「個人事業主」を「中心者」といいます。)

※事業形態が自営業の場合でも、株式会社など法人化されている場合は、「(1) 会社、団体等で勤務している方」となりますので、就労証明書以外の追加書類の提出は不要です。ただし、法人確認のため法人番号を伺う場合があります。

◆提出必要書類◆

就労証明書 (No.1～No.11 までの記載が必要)

【注意事項】

- ・中心者が記入してください

+追加書類 (A もしくは B をコピーで提出してください。)

A・・・直近の確定申告 (青色申告決算書または収支内訳書)、個人事業開廃業届出書、
営業許可書など個人事業を営んでいることが分かる書類)

上記の A の書類がない場合は、以下の B の書類①②いずれも提出をお願いします。

B・・・下記の2点いずれも (屋号、個人名などが確認できるものに限る)

- ①本人が業務を行っていることがわかる書類 (店舗の広告、チラシなど)
- ②売上や収支が分かる書類 (請求書、伝票、契約書など)

【注意事項】

- ・青色申告決算書、収支内訳書 (いわゆる白色申告書) とともに、事業所の情報 (中心者氏名・事業所在地・屋号等)、給料賃金 (専従者給与) の内訳の掲載がある頁の写しをご提出ください。
- ・ご提出いただいた書類で事業の実態が確認できない場合は、別の書類の提出を追加で求める可能性があります。

(3) 個人事業主の協力者として従事している方 ※押印不要

協力者とは、アルバイトや手伝いなど中心者に雇用されている方です。

(中心者が3親等以内の親族である場合に限りです。)

※中心者が親族でない場合は、(3)には該当せず、「(1) 会社、団体等で勤務している方」となりますので、就労証明書以外の追加書類の提出は不要です。

◆提出必要書類◆

就労証明書 (No.1～No.11 まで記載が必要)

- ・ 中心者に記入を依頼してください。

+追加書類 (A もしくは B をコピーで提出してください。)

A・・・下記のうち、いずれか1点

- ①直近の中心者の確定申告 (青色申告決算書または収支内訳書)
- ②協力者の源泉徴収票 (屋号が分かるもの)

上記の A の書類がない場合は、以下の B の書類①②いずれも提出をお願いいたします。

B・・・以下のいずれも

- ①給与の支払いの状況を証するもの
給与明細、代表者が証明する給与支払証明書、代表者が証明する無給支払証明書 (自営手伝いで給与支払いがない場合)
- ②従事する業務内容が分かるもの
店舗の広告、事業内容が分かるもの (販売内容一覧、メニューなど)

【注意事項】

- ・ 青色申告決算書、収支内訳書 (いわゆる白色申告書) とともに、事業所の情報 (中心者氏名・事業所在地・屋号等)、給料賃金 (専従者給与) の内訳の掲載がある頁の写しをご提出ください。
- ・ ご提出いただいた書類で事業の実態が確認できない場合は、別の書類の提出を追加で求める可能性があります。

（４）農業をしている方（居住地域の民生委員の署名が必要）

中心者・協力者問わず、個人事業として農業をしている場合です。

※会社等に所属し、勤務内容として農業をしている場合は「（１）会社、団体等で勤務している方」となります。

◆提出必要書類◆

就労証明書（就労以外の場合）

- ・①保護者等が農業をしている場合の箇所に、本人で記載してください。
- ・上記記載後、居住地域の民生委員に内容を確認していただき、署名をお願いしてください。

（５）内職をしている方

※労働者として会社の勤務を自宅で行っている場合（在宅勤務など）は、「（１）会社、団体等で勤務している方」となります。

※会社から業務を請け負い働いている場合（在宅ワーカーなど）は、「（２）個人事業主として従事している方」となります。

◆提出必要書類◆

内職証明書

内職供給者に証明していただくようにしてください。

【項目内容の注意事項】

- ・「（１）会社、団体等で勤務している方」で記載している◇証明が無効となる場合◇をご確認ください。

出産（予定）の場合（居住地域の民生委員の署名が必要）

◆提出必要書類◆

就労証明書（就労以外の場合）＋母子健康手帳の写し

- ・②保護者等が出産、疾病、心身に障害がある場合の箇所に、出産（予定）日について本人で記載してください。
- ・母子健康手帳の写しは、出産（予定）日が分かる箇所をコピーで提出してください。

疾病や障害のある場合（居住地域の民生委員の署名が必要）

◆提出必要書類◆

就労証明書（就労以外の場合）＋医師による診断書 もしくは 精神等障害者手帳の写し

- ・②保護者等が出産、疾病、心身に障害がある場合の箇所に、障害の級を本人で記載ください。
- ・精神等障害者手帳はコピーで提出してください。

保護者等が傷病人または障害者の介護・看護にあたる場合

（居住地域の民生委員の署名が必要）

◆提出必要書類◆

就労証明書（就労以外の場合）＋身体障害者手帳の写し もしくは 要介護であることが分かるものの写し

- ・③保護者等が傷病人または障害者の介護・看護にあたる場合の箇所に、障害の級・要介護度を本人で記載ください。
- ・身体障害者手帳もしくは要介護度が分かるものはコピーで提出ください。

求職活動中の場合

◆提出必要書類◆

求職活動が分かるもの

- ・求職活動が分かるものについてコピーを提出してください。（公共職業安定所から交付されている「求職受付票」など）

家庭の災害の場合

震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合

◆提出必要書類◆

申立書

就学の場合

保護者が大学・職業訓練等に在籍している場合

◆提出必要書類◆

就学証明書の写し または 学生証の写し+履修状況の分かるもの（年間計画表、時間割、カリキュラムの詳細がわかるもの など）

※就学認定の対象外となるものもありますのでご注意ください（通信教育など）